

平成 21 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：賞勲局

評価実施時期：平成 22 年 8 月

政策分野：1 1. 栄典事務の遂行

政策名	栄典事務の適切な遂行
基本目標	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱（平成 15 年閣議報告）等に定められた総数の発令に努める。
評価方式	実績評価方式

1 政策概要及び評価結果総論

(1) 政策の背景・必要性

我が国の栄典制度は、国家、公共に対する功労、あるいは社会の各分野における優れた行いを表彰する重要な制度として定着しているところであるが、21 世紀を迎え、社会経済情勢の変化に対応したものとするため、栄典制度の見直しを行い、平成 15 年秋の叙勲及び褒章から現在の制度に移行した。

また、栄典の授与は、日本国憲法に規定された、内閣の助言と承認による天皇の国事行為であり、天皇と国民を結ぶ役割を果たしている。

栄典制度の在り方に関する懇談会報告書（平成 13 年 10 月 29 日）においても、栄典の意義について、「そもそも栄典は、国家・公共への功労を国が評価し、その榮譽を称えるものであり、社会に対して、国家・公共の観点から評価されるべきものは何かを示すという役割を果たしている。国民の価値観が多様化している現代において、個人が、自律・自助、自己責任の意識とともに他者の存在を認めて思いやる心を持ち、そして社会の構成員としての権利・義務・責任の意識を持つことは、健全な社会が成り立つ上で不可欠である。このような公の精神が広く国民に行きわたる上で、国家・公共への貢献に対し国家がこれにふさわしい評価を行うことには大きな意義がある」、また「多くの受章者が自らの功績が評価されたことに、感激と喜びを感じている。日々公共のために努力を重ねている人々、地域において高い志をもって公共のための活動を行っている人々にとっては、栄典は大きな励みになっており、期待も非常に高い」としている。

(2) 根拠法令等

◆日本国憲法第 7 条第 7 号（昭和 21 年 11 月 3 日公布）

(3) 評価対象施策

①栄典事務の適切な遂行

(4) 評価結果総論

○施策評価結果一覧

S		A		B		C		未集計等	
0		1	①	0		0		0	

○総合的評価

栄典制度の適切な運用に努め、適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱（平成 15 年閣議報告）等に定められた総数の発令に努め目標を達成した。

一般推薦制度に係る内閣府のホームページへのアクセス数については、広報展開に全 72 紙による新聞突出しの掲載や内閣府ホームページのトップページでの告知といったこれまでにない新しい手法を取り入れるなど、同制度の周知に努めた結果、過去最高を記録した平成

17年度には及ばなかったものの、対前年度比で約5,000件の増加となり、目標を達成した。(資料1を参照)

栄典は国民にとって高い関心事項の一つとなっている。それは春、秋それぞれの発令日の前日においては褒章が、発令日当日においては叙勲に係る報道が新聞各紙等で大きく取り上げられている(平成21年度は、全国紙、ブロック紙、地方紙各紙等において取り上げられた)ことでも示されており、勲章・褒章の制度は広く国民に浸透・定着しているものである。(資料2を参照)

(5) 政策全体の課題と今後の取組方針

栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、

- ・中央、著名人等に偏ることなく各界各層から幅広く発掘
- ・官民比率のバランスに留意
- ・民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘
- ・人目につきにくい分野等にあって業務に精励した功労者の発掘
- ・女性の功労者の発掘
- ・外国人の功労者の発掘
- ・褒章のうち自己の危険を顧みず人命救助に尽力した者(紅綬褒章)、自ら進んで社会奉仕活動に従事し徳行顕著な者(緑綬褒章)の発掘

など、栄典事務を適切に遂行する上での留意すべき重要な点を踏まえ、制度の適切な運用に努めていく。

また、一般推薦制度についても、より多くの国民に同制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の要請の強化等、引き続き同制度に係る広報活動の強化に努めていくこととしたい。

2 各施策の概要及び評価結果

(1) 栄典事務の適切な遂行〔賞勲局総務課、審査官〕

ア 施策の概要

栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、賞勲局は、これに関連する審査、伝達等の事務を行っている。

叙勲が生涯にわたる国家・公共に対する功績を総合的に評価して行われるものであるのに対して、褒章は、特定の分野における善行等を表彰するものであり、現在、生存者に対する勲章・褒章の授与は原則として年2回、春は4月29日、秋は11月3日に春秋叙勲及び褒章（紅綬褒章、緑綬褒章、黄綬褒章、紫綬褒章及び藍綬褒章の5種類）が、また、著しく危険性の高い業務に精励した者を対象とする危険業務従事者叙勲が春秋叙勲と同日付で発令されている。

予算額	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	2,941 (2,851)	3,006 (2,840)	2,930 (2,859)

※ 上段は補正後予算額であり、下段（ ）書きは褒賞品製造費で内数である。（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19年度	20年度	21年度	達成度
春秋叙勲の発令数	目標値	春秋の発令ごとにおおむね4,000名	同左	同左	
	実績値	春：4,036名 秋：4,061名	春：3,973名 秋：4,028名	春：4,068名 秋：4,024名	達成できた(A)
危険業務従事者叙勲の発令数	目標値	毎回の発令ごとにおおむね3,600名	同左	同左	
	実績値	第8回：3,591名 第9回：3,616名	第10回：3,617名 第11回：3,612名	第12回：3,617名 第13回：3,616名	達成できた(A)
春秋褒章の発令数	目標値	春秋の発令ごとにおおむね800名	同左	同左	
	実績値	春：760名 秋：794名	春：754名 秋：789名	春：728名 秋：702名	達成できた(A)
発令日	目標値	春：4月29日 秋：11月3日	同左	同左	
	実績値	春：4月29日 秋：11月3日	同左	同左	達成できた(A)

「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数	目標値	————	前年度比増	同左	目標以上の成果を達成できた（S）
	実績値		前年度比減 （約 23,500 件）	前年度比増 （約 28,200 件）	

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

栄典制度の改革について（平成 14 年 8 月 7 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、春秋叙勲候補者推薦要綱等に定められた総数の発令に努めている。

特に、受章者が公務部門の功労者に偏ることなく適正なバランスとなるよう努めた結果、全受章者に占める民間分野の受章者の割合は平成 21 年春の叙勲では約 41%、平成 21 年秋の叙勲では約 42%と高いものとなった。また、民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘に努めた結果、平成 21 年春の叙勲では、過去最多と同数の 7 名の受章者数になるとともに、平成 20 年と比較し受章者数が 1 名増加した。また、精神的、肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した受章者、又は人目につきにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した受章者の増加に努めた結果、平成 21 年春の叙勲では 1,433 名、平成 21 年秋の叙勲では 1,421 名となり、平成 21 年春、秋の叙勲共に平成 15 年秋の制度改革以降初めて 1,400 名を超えるとともに、全受章者に占める人目につきにくい分野等にあって多年にわたり業務に精励した受章者の割合においても初めて 35%台に達した。

また、春秋叙勲の候補者にふさわしい人を一般の方々が推薦できる「一般推薦制度」の円滑な実施、充実を図るため、各都道府県に対して、同制度の説明、広報の協力依頼を行ったほか、全国紙、ブロック紙、地方紙を合わせた全 72 紙による新聞突出しの掲載を始めとする政府広報の実施や、内閣府ホームページのトップページ（企画コーナー）において 8 日間に渡り同制度の告知を行うなど、積極的に広報活動に取り組み、同制度の周知に努めた結果、平成 21 年度においては過去最多となる 135 名からの推薦があった。

（資料 3～6 を参照）

<効率性>

平成 15 年秋の制度改革以降受章者数が増加したが、審査業務に必要な先例調査や前叙（栄典の候補者が従前に受章した勲章・褒章）調査等を迅速・効率的に処理する栄典事務効率化システムの運用等により業務の効率化を図り、公正かつ適正に対応することができた。同システムは、平成 20 年度において、利便性の向上及びセキュリティ強化を目的として再構築を行い、業務の更なる効率化を図ったところであり、平成 21 年度においても、引き続き適切な保守・管理に努め、システムの安定的な運用を図ることにより業務の効率化に寄与した。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・栄典事務の適切な遂行 幅広く功労者の発掘に努め、発掘された候補者数に適切に対応できるよう必要な褒賞品を確保する。 また、業務全般に関し、事務の効率化を進める。	予算要求	現行予算を継続 <平成 23 年度概算要求 2,621 百万円> （平成 22 年度予算 2,842 百万円）
	事務の改善等	今後においても引き続き栄典事務効率化システムの運用等による業務の効率化を図っていく。

オ 有識者の意見等

栄典の授与に当たっては、広く国民の意見を反映させ、もって栄典制度が公正に運用されるよう努める必要がある。このため、内閣総理大臣は、栄典制度に係る基本的事項について、毎年春と秋に各界の有識者の意見を聴き、栄典行政にその意向を反映させることとしている。

平成21年5月及び11月に開催した「栄典に関する有識者」の会議において、有識者からは、栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、

- ①中央、著名人等に偏ることなく各界各層から幅広く発掘
- ②民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘
- ③人目につきにくい分野等にあつて業務に精励した功労者の発掘
- ④女性の功労者の発掘

など、引き続き適切な運用に努めるべきとの意見があった。

(参考1) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第174回国会・衆・参・内閣委員会 官房長官所信表明	平成22年2月19日 (衆) 同年3月9日(参)	(各通) 私の直接の担当分野であります政府広報、栄典行政、国際平和協力業務などについても適切に推進をしております。

(参考2) 文献及びデータ等

- ・一般推薦制度に係るホームページのアクセス数（資料1）
- ・新聞記事（資料2）
- ・春秋叙勲の官民比率（資料3）
- ・民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の受章者数（資料4）
- ・人目につきにくい分野等にあつて業務に精励した功労者の受章者数（資料5）
- ・一般推薦制度の実績（資料6）

(参考3) 測定指標の設定の考え方

	達成目標	設定の考え方
(1)	【春秋叙勲の発令数】 春秋の発令ごとにおおむね4,000名の発令に努める	春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年5月16日内閣総理大臣決定、平成15年5月20日閣議報告)において、春秋叙勲において授与される勲章の受章者の予定数は、毎回おおむね4,000名とするとされている。
	【危険業務従事者叙勲の発令数】 毎回の発令ごとにおおむね3,600名の発令に努める	危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について(平成15年5月20日閣議了解)において、危険業務従事者叙勲において授与される勲章の受章者の予定数は、毎回おおむね3,600名とするとされている。
	【春秋褒章の発令数】 春秋の発令ごとにおおむね800名の発令に努める	褒章受章者の選考手続について(平成15年5月20日閣議了解)において、褒章の受章者の予定者数は、毎回おおむね800名とするとされている。
	【発令日】 春：4月29日 秋：11月3日	勲章及び文化勲章各受章者の選考手続について(昭和53年6月20日閣議了解)において、春は4月29日、秋は11月3日に発令するものとしてされている。
	【「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数】 前年度比増に努める	一般推薦制度の国民への周知度を推し測る指標として、前年度アクセス数を目安とした。